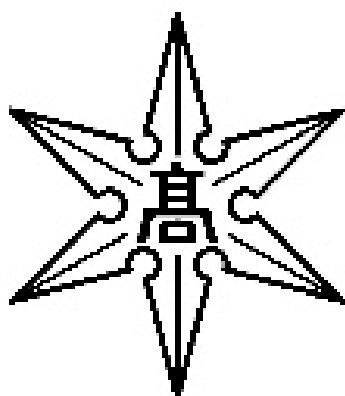


新潟県立高田高等学校



いじめ対応マニュアル

令和8年4月改訂

目次

I 学校いじめ防止基本方針

はじめに

- 1 組織的な対応に向けて
- 2 いじめの未然防止に向けて
- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

II 学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

- 1 「いじめ防止委員会・いじめ対応委員会」の組織
- 2 未然防止に向けて
- 3 早期発見に向けて
- 4 解決に向けて
- 5 インターネットに関連するいじめへの対応
- 6 重大事態への対応

Ⅰ 学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策として、「いじめ防止委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、「いじめ対応委員会」を組織し、早期の解決に向け、保護者と連携し、組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県立高田高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

○いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある^{*3}ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（SNS上も含む）
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる（SNS上も含む）
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項」より）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの※⁴をいう。

※4 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合 等

○重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ防止委員会」を組織し、いじめ対策推進教員を中心として、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 「生徒指導提要（令和4年12月）」で示された、2軸3類4層から成る生徒指導の重層的支援構造に基づき、下記のとおりいじめの対応にあたります。

<2軸> 時間軸	<3類> 課題性と対応の種類		<4層> 指導構造	
即応的・継続的 (リアクティブ) 早期発見対応	特定の生徒 ↑ 課題性対象 ↓ 低 全ての生徒	困難課題対応的 生徒指導	困難課題対応的 生徒指導	いじめの早期解決に向けた 組織的な指導・援助
常態的・先行的 (プロアクティブ) 未然防止		課題予防的 生徒指導	課題早期発見対応	いじめの早期発見 (アンケート・面談等の実施)
			課題未然防止教育	いじめの未然防止 (HR活動・生徒会活動・情報モラル教育等)
			発達支持的 生徒指導	発達支持的 生徒指導

2 いじめの未然防止に向けて

いじめの未然防止のために、常態的・先行的な取組を実践していきます。

(1) 発達支持的生徒指導

- 「互いを理解し、多様性を認め合うことができる」人権教育を実践します。
- 日々の教職員の生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等とおした個と集団への働きかけを実践します。
- 全ての生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりをしていきます。
 - ・「多様性に配慮し均質化のみに走らない」学校づくり・学級づくり
 - ・対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

(2) 課題(いじめ)未然防止教育

- 全ての生徒に対して、様々な教育活動を通じて、意図的・計画的に道徳教育を実践していき、「いじめに向かわない態度・能力」を育成します。
- 全ての生徒が、意欲を持って様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させます。
- インターネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

いじめが生じた後に、即応的・継続的な対応・指導等を実践していきます。

(1) 課題(いじめ)早期発見対応

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 様々な教育活動を通して、生徒観察を充実させるとともに、アンケートや面談の実施により、生徒の変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがある場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からの相談・通報の窓口を明確にします。

(2) 困難課題対応的生徒指導(いじめの早期解決に向けた指導・援助)

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守りとおし、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的・継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、保護者と連携を取りながら、丁寧に指導します。

- 関係する保護者に対して、学校組織として説明責任を果たすとともに、学校と保護者が協力して、いじめの解決に取り組むようにします。
- いじめを見ていた生徒については、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

平成26年4月制定
平成29年2月改正
令和元年4月改正
令和2年4月改正
令和3年10月改正
令和5年3月改正
令和6年5月改正
令和7年4月改正
令和7年9月改正
令和8年4月改正

II 学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 「いじめ防止委員会・いじめ対応委員会」の組織

(1) 構成員

- ① いじめ防止委員会・・・いじめ問題の未然防止・早期発見のための組織
校長、副校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、保健主事、各学年主任
養護教諭、特別支援教育コーディネーター、不登校対策教員、スクールカウンセラー
- ② いじめ対応委員会・・・いじめ把握時(疑いを含む)の対応のための組織
① に加え必要に応じて学級担任、部活動顧問、関係の深い職員、外部専門家等

(2) 主な活動

- 「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善
- 全体指導計画の作成・実施・改善
- 教職員対象研修会の企画・実施（生徒指導部、生徒支援委員会との連携）
- 「学校生活アンケート」の実施と結果分析（生徒支援委員会との連携）
- 関係各機関との連携（新潟地方法務局、上越警察署、上越児童相談所等）
- いじめが疑われる案件についての判断・対応指示

2 未然防止に向けて

(1) 学級づくり及び学習指導の充実

- 「帰属意識の高い学級」、「規範意識の高い学級」、「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- 「自信をもたせる授業」、「コミュニケーション能力を育む授業」、「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、生徒が意欲的・主体的に取り組む授業づくりに努める。
- ホームルーム活動や学校行事等の特別活動において、それぞれの居場所のある集団づくりを意識し人間関係を築いていく力を育成する。

(2) 人権教育の充実

- 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な教育活動を通して指導する。
- 「SOSの出し方に関する授業」の実施により、生徒自身が自分の感情に気づき、適切に表現することについて学び、自己理解や他者理解を促進する。
- 「生きるV」等を活用し、人として、すべきこと、すべきでないことを教え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- 人権教育、同和教育講演会を通じて、いじめが人権問題であるという認識と、いじめを自分事として考える意識を育成する。
- 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員は人権感覚を磨き、指導に細心の注意を払う。

(3) 教育相談の充実

- 生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるよう教育相談体制を整備し、その体制を保護者にも周知する。
- 学級担任、教科担当、部活動顧問等は、生徒観察や教育相談の結果、気になる生徒がいた場合、いじめ対策推進教員や学年等に速やかに報告・共有をする。
- 特別支援教育職員研修を実施する（生徒支援委員会との連携）。

(4) 情報モラル教育の充実

- 「SNS教育プログラム」や教科「情報」において、インターネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。
- 情報モラルに係る職員研修を実施する（生徒指導部との連携）。

(5) 保護者・地域との連携

- 学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を掲載し、広く周知をする。
- PTA総会や地域の声を聞く会等を通じた「学校いじめ防止基本方針」等の周知と協力要請を行う。
- 学校自己評価を活用し、学校組織としてのいじめ問題への取組について、改善を図る。

3 早期発見に向けて

(1) 情報の収集

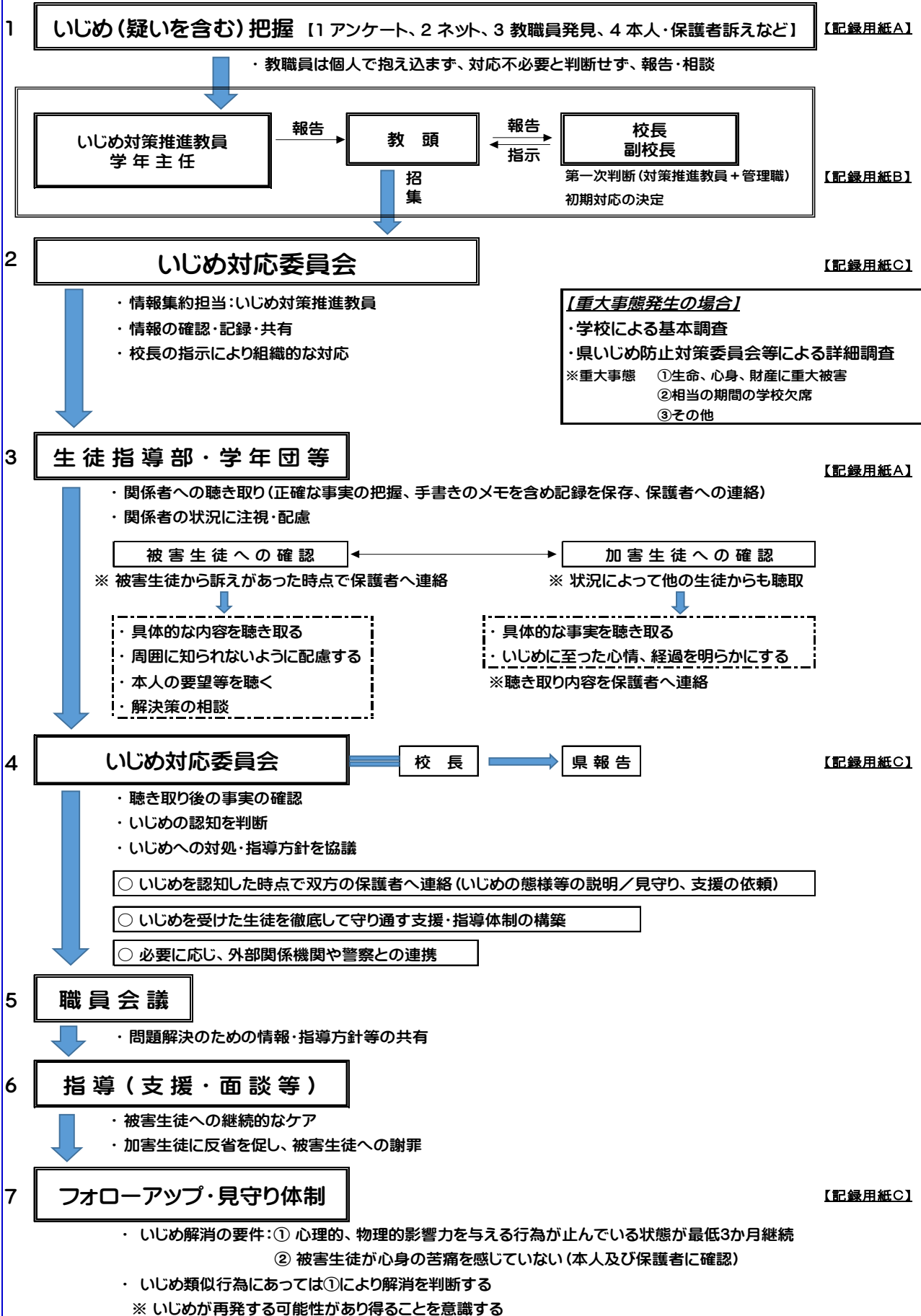
- 全職員が日頃から生徒をよく観察し、生徒の表情や学級の雰囲気等の違和感に気づき、いじめの兆候を察知するようにする。
- 個人の悩みやいじめの実態把握のため、学級担任・副担任を中心に定期的な個別面談を実施する。
- 個人の悩みやいじめの実態把握のため、学校生活アンケートを年間3回実施する。
- 養護教諭、生徒支援委員会、不登校担当教員等との連携を密にし、いじめの疑いを見落とさないように努める。
- いじめの疑いがある場合は、速やかにいじめ対策推進教員、学年主任及び管理職に報告する。

(2) 情報の共有

- 生徒観察、個別面談、学校生活アンケート等の結果、気になる生徒がいた場合の共有する流れは以下のとおりとする。
 - ・学級担任、教科担当、部活動顧問等は、気になる生徒について、いじめ対策推進教員と当該の学年部へ報告・相談をする。
 - ・いじめ対策推進教員は、訴えについて速やかに管理職に報告する。
 - ・管理職の判断により、「いじめ対応委員会」を開催し、対応を協議する。
 - ・職員会議等で教職員に報告し、情報共有をする。
 - ・アンケート用紙は全て管理職に提出し、保存する(5年間)。

4 解決に向けて

組織的対応のフローチャート



5 インターネットに関連するいじめへの対応

(1) 生徒への指導

- 指導に当たる教職員は、情報モラルについて熟知するよう、校内研修を実施する。
- ホームルーム、学年集会等において、以下の4点について自覚させるよう、具体的な事例を紹介するなどして指導する。
 - ・ネット上で誹謗・中傷等の書き込みを行うことは、他者の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないということ。
 - ・匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人は特定できる。悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもあるということ。
 - ・インターネットを利用する際のマナーを守ることで、自分自身へのリスクも回避されるということ。
 - ・インターネット上に文字、画像、動画をアップロードすると、拡散され永久に消去できない可能性があること。

(2) 書き込み等の削除

- 生徒又は保護者から相談、訴えがあったときは、以下のように対応する。
 - ・相談、訴えを受けた教職員は、速やかに「いじめ対応委員会」に報告する。当該委員会で、掲示板等への書き込みを確認し、プリントアウト、カメラ撮影などにより内容を記録する。
 - ・当該サイトの利用規約を確認の上、校務用のパソコンを使って、掲示板管理者へ削除の依頼を行う。
 - ・削除されない場合は、県警本部サイバー犯罪対策課（025-285-0110）、新潟地方法務局本局人権擁護課（025-222-1563）等に相談する。

6 重大事態への対応

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 県教育委員会の指導の下、「いじめ対応委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事実関係を明らかにする。
- 事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。
- いじめを受けた生徒やその保護者及びいじめを行った生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- 以上の対応と併行して、「いじめ防止委員会」において再発防止のための取組を立案し、迅速に実行に移す。